

第145回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

■事業報告

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
 - (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範、コンプライアンス規程を取締役は遵守し、使用人に徹底させる。
 - (b) コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化及び内部統制システムの機能向上を図るため、内部統制委員会を設置する。
 - (c) 公益通報取扱規程に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、使用人の規範意識を高め、適法かつ公正な事業運営を図る。
 - (d) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要に応じて是正を行う。
 - (e) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断し、またその活動を助長するような行為を行わない。
- ② 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行及び意思決定にかかる情報については、文書管理規程に基づき、書面または電磁的記録をもって作成するとともに、保存、破棄等の管理を行う。
- ③ 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理の強化に努める。
- ④ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
 - (a) 取締役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定を行う。また常務会は、原則週1回開催し、取締役会への付議事項及び常務会規則に基づく事項等の審議を行う。
 - (b) 取締役の職務分担を明確化するとともに、担当部署毎に業績目標を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
 - (a) 当社はグループ経営中長期ビジョンを策定し、それに基づく中期経営計画を策定・推進するとともに、リスク管理・コンプライアンスを含む内部統制体制の構築に努め、また、当社役職員が子会社役職員を兼務する体制を構築し、子会社経営会議等を通じモニタリングを行う。
 - (b) 子会社管理の責任担当者を定め、子会社経営管理規程等に基づき、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、事業の統括的な管理を行う。
 - (c) 子会社の経理及び人事業務に関与し、日常的に不正・誤謬の発生防止に努める。
 - (d) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部統制委員会が審査する。
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、補助者として監査業務の補助を行うよう指揮命令できるものとする。
- ⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をする体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
 - (a) 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。
 - (b) 当社子会社の取締役、監査役、使用人から上記(a)に定める事項の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告する。
 - (c) 当社及びその子会社は、上記(a)又は(b)に定める報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 「監査役職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費

用または債務を処理するものとする。

⑩ 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (a) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 監査役と、代表取締役並びに会計監査人との意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス基本方針をグループ全体の基本方針として定めており、それに基づく規程としてコンプライアンス規則を制定しております。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業行動規範を定めるとともに、役職員はコンプライアンスカード（企業行動規範）を常時携帯しております。加えて、各研修、会議において、内部監査室によるコンプライアンス研修を実施しております。

また、公益通報の窓口を内部監査室と常勤監査役とし、公益通報制度の実効性を高めております。

加えて、コンプライアンス等の内部統制推進強化を図るため内部統制委員会を四半期に1回開催し、適正性確保に努めております。

② 損失の危険の管理に関する体制

リスク事象報告制度を導入しており、本社、部支店（グループ会社を含む）でリスク事象が発生した場合には、内部監査室への報告を義務付けています。内部監査室ではその分析・重要性の評価を行い、内部統制違反等に対しては、適切に対応する体制を確立しております。また、CSA（Control Self Assessment:統制自己評価）作成要領を定めて、リスクの識別、評価を半期毎に行っております。

③ 効率的な職務執行を確保するための体制

定例取締役会を原則として毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、常務会を原則として毎週1回開催することにより、迅速・果断な意思決定を行っております。

加えて、当社はコーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

また、中長期的な企業価値に資するため、2025年度から3年間を対象とする第8次中期経営計画「NEXT CS-100」を策定しております。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社経営管理規程に基づき子会社経営の管理を行っております。当社役職員が子会社役職員を兼務しており、また、役職員は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス基本方針および公益通報制度により、適切に通報する等の体制を構築しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従って監査を実施し、取締役会および常務会等の重要な会議に出席しております。また、会計監査人および内部監査室の事業所監査に立会いを行っております。

加えて、代表取締役、会計監査人、社外取締役および内部監査室と意見交換等の場を定期的に開催し、また、取締役の職務執行の状況を聴取、重要な決裁書類等を閲覧、当社事業の業務および財務の状況を調査し、取締役の職務執行等を監視しております。

・当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）の概要

I. 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者又はグループによる当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることとなるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体で

ある株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者又はグループが必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者又はグループ自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、十分な時間を確保することが、株主の皆様のために企業価値向上に関して当社株式の大量買付等を行う者との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念と、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、グループ経営中長期ビジョン「卓越した専門性と実行力でお客様や社会に新しい価値を提供し続ける企業」を目指しております。

このグループ経営中長期ビジョンの実現に向け、当社は、2025年度から2027年度までを対象期間とする第8次中期経営計画「NEXT CS-100」を策定いたしました。

「NEXT CS-100」のCSには、「中央倉庫」と「Challenge Spirit」の意味を込めており、第7次中期経営計画の「TRY」の精神を更に発展させ、次の100年に向けて高い目標に果敢に挑戦してまいります。

具体的には、成長分野として、輸入化学品等の取引拡大、有力企業サプライチェーンへの参画、循環型ビジネス及び機工（輸送付随業務）分野の更なる強化、物流ネットワーク拡充として、愛知県あま市の新倉庫建設及び営業開始、国内複合輸送ネットワークの構築、収益性の向上として、取引先とのDX共同推進、人材教育の強化による生産性・品質向上等によるコスト削減・採算改善を行ってまいります。

また、次期基幹システムの検討開始、イントラネット再構築やPC更新等、システム基盤整備、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた施策の実行継続、持続的な成長を支える多様な人材の確保・育成、エンゲージメント向上による人材の定着化を図ってまいります。

【戦略基本方針】

- 1) 成長分野への絶え間ない挑戦による新たな収益モデルの構築
- 2) 国内外物流ネットワークの更なる拡充
- 3) 高い業務品質・付加価値創出による収益性の向上
- 4) 情報システムの強化による高い生産効率の実現
- 5) 健全な財務体質の維持と資本効率を重視した財務・資本戦略の実行
- 6) サステナビリティ（環境・人的資本投資・ガバナンス）対応強化

② コーポレートガバナンスの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しております。その取組みとして、株主総会招集通知の早期発送やインターネット上における早期提供、議決権の電子投票制度の採用、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを使用する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取組むとともにサステナビリティを巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、取締役会の構成として3分の1以上の独立社外取締役を選任する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。また、2020年4月1日より、経営の意思決定および監督機能と業務執行を明確に分離し、経営の機能性向上とガバナンス強化を図るため、執行役員制度を採用しております。加えて株主総会開催日における株主総会後の株主向け中期経営計画説明会、個人投資家向け説明会、アナリスト向けミーティング、機関投資家との1 on 1 ミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。更に、2022年6

月24日より、女性の社外取締役が就任し、取締役会の多様性の確保にも努めております。

Ⅲ. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は2024年6月25日開催の第144回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

ア. 本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、①当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20%以上となる買付等、②当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付、③上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま

す。）、またはこれらに類似する行為を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

イ. 本プランの手続概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。

ウ. 独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為
- ② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為
- ③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為
- ④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為

- ⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

エ. 取締役会による決議

- ① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議
当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議
当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ. ①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議
当社取締役会は、独立委員会が上記ウ. ⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議（当社現行定款第51条第3項に基づく特別決議）を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ④ 対抗措置の不発動の決議
当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。
- ⑤ 取締役会による決議を行うまでの期間
当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

オ. 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

カ. 対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

キ. 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社

が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

フ. 本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第144回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第144回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載する2024年5月10日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について」をご覧ください（<https://www.chuosoko.co.jp/news/ir/>）。

Ⅳ. 特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレートガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続きがあること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

Ⅴ. 特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも①買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること③株主意思を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

Ⅵ. 特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本プランは①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと②合理的客観的な発動要件を設定していること③第三者専門家の意見を取得すること④デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	2,734,294	2,263,807	34,903,232	△78,033	39,823,300
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△604,672		△604,672
親会社株主に帰属する当期純利益			1,588,630		1,588,630
自 己 株 式 の 取 得				△759,269	△759,269
自 己 株 式 の 処 分		5,210		42,058	47,269
そ の 他			△383		△383
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	5,210	983,574	△717,211	271,573
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	2,734,294	2,269,017	35,886,806	△795,245	40,094,874

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	5,213,985	23,102	270,365	5,507,453	270,611	45,601,365
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△604,672
親会社株主に帰属する当期純利益						1,588,630
自 己 株 式 の 取 得						△759,269
自 己 株 式 の 処 分						47,269
そ の 他						△383
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	162,781	9,222	16,492	188,496	16,153	204,649
当連結会計年度変動額合計	162,781	9,222	16,492	188,496	16,153	476,223
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	5,376,767	32,324	286,857	5,695,950	286,764	46,077,588

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社…………… 3社：中倉陸運(株)、中央倉庫ワークス(株)、(株)テスパック
- (2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の関連会社…………… 2社：ユーシーエス(株)、安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司
当連結会計年度において、持分法適用関連会社である株式会社文祥流通センターの全株式を売却したことにより、同社を持分法適用の範囲から除外しております。
- ② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------------|---|
| イ 有価証券 | |
| ・満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ・其他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ロ 棚卸資産 | |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。） |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- | | |
|---|---------|
| イ 有形固定資産（リース資産を除く） | |
| 定率法によっております。ただし、賃貸用資産の一部については、定額法によっております。 | |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 | |
| 建物及び構築物 | 10年～65年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～17年 |
| ロ 無形固定資産（リース資産を除く） | |
| 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 | |
| ハ リース資産 | |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。 | |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
- ③ 重要な引当金の計上基準
- | | |
|---|--|
| イ 貸倒引当金 | |
| 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 | |
| ロ 賞与引当金 | |
| 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。 | |
| ハ 役員賞与引当金 | |
| 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 | |
- ④ 収益及び費用の計上基準
当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。
- | |
|-------------------------------------|
| ステップ1：顧客との契約を識別する |
| ステップ2：契約における履行義務を識別する |
| ステップ3：取引価格を算定する |
| ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する |
| ステップ5：企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する |

当社グループは、主に倉庫業、運送業、梱包業、通関業の事業を行っており、それらの事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に、倉庫業における貨物の保管、在庫管理、入出庫及びこれに付随する流通加工等の作業等、運送業における貨物の輸配送、通関業における輸出入手続等、梱包業における輸出梱包作業等に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービスの提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

ロ 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に梱包業における梱包資材等の販売に係る収益が含まれ、引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、当社グループの役割が代理人に該当すると判断される取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産　：　32,387,163千円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、倉庫業を中心とする総合物流業を営んでおり、本社及び各事業所において国内物流事業、国際貨物事業及び不動産賃貸事業を営んでおります。事業所においては複数の事業を営んでおり、有形固定資産は主に事業所の倉庫・土地等の事業用資産で構成されております。

有形固定資産に減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしております。また、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所を資金生成単位としております。

減損の兆候があると認められた場合には、事業所単位の事業計画を基礎にして、資産又は資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数にわたり、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額との比較を行っております。当該見積りの基礎となる事業計画においては、収益の予測に重要な影響を与える日本国内の貨物及び輸出入貨物の取扱量や燃料単価に一定の仮定を置いております。

当連結会計年度において、減損の兆候は識別しておりません。

なお、事後的な状況の変化により、日本国内の貨物及び輸出入貨物の取扱量が大幅に減少した場合等には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,001,730千円
土地	1,211,516千円
計	3,213,247千円

② 担保に係る債務

短期借入金	582,500千円
一年内返済予定の長期借入金	199,759千円
長期借入金	1,197,062千円
計	1,979,321千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

36,665,051千円

(3) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

豊通ベクトリサイクルシステムズ㈱	100,000千円
------------------	-----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (株)
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	19,064,897	—	—	19,064,897
合 計	19,064,897	—	—	19,064,897
自 己 株 式				
普 通 株 式	73,116	518,910	31,657	560,369
合 計	73,116	518,910	31,657	560,369

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得518,400株及び単元未満株式の買取り510株であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分7,112株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分24,545株であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	322,860	17.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月7日 取 締 役 会	普 通 株 式	281,811	15.00	2024年9月30日	2024年12月3日
計		604,672			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 388,595千円

1株当たり配当額 21円00銭

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月25日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であります。市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債は主に設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、投資有価証券には含めておりません。（（注）2. 参照）

また、預金、受取手形、営業未収入金、支払手形及び営業未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 （ 千 円 ）	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
投 資 有 価 証 券			
満 期 保 有 目 的 の 債 券	509,909	494,126	△15,783
そ の 他 有 価 証 券	11,227,096	11,227,096	—
資 産 計	11,737,005	11,721,222	△15,783
長 期 借 入 金	2,352,571	2,303,522	△49,049
負 債 計	2,352,571	2,303,522	△49,049

(注) 1. 有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千 円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	509,909	494,126	△15,783
合 計		509,909	494,126	△15,783

② その他有価証券における種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、当連結会計年度中の売却額は286,046千円、売却益の合計額は241,692千円であります。

	種 類	取 得 原 価 (千円)	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千 円)	差 額 (千 円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,466,836	11,221,262	7,754,425
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	5,939	5,833	△106
合 計		3,472,776	11,227,096	7,754,319

2. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、投資有価証券には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千 円)
関 連 会 社 株 式	104,126
そ の 他 有 価 証 券	
非 上 場 株 式	167,496
合 計	271,622

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千円)	1 年 超 5 年 以 内 (千円)	5 年 超 10 年 以 内 (千円)	10 年 超 (千円)
受 取 手 形	255,929	—	—	—
営 業 未 収 入 金	4,571,363	—	—	—
投 資 有 価 証 券				
満 期 保 有 目 的 の 債 券				
社 債	—	500,000	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1 年 以 内 (千円)	1 年 超 2 年 以 内 (千円)	2 年 超 3 年 以 内 (千円)	3 年 超 (千円)
社 債	120,000	20,000	20,000	10,000
長 期 借 入 金	499,759	318,076	318,076	1,216,660
リ ー ス 債 務	92,292	93,662	94,894	494,118
合 計	712,051	431,738	432,970	1,720,778

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株 式	11,227,096	—	—	11,227,096

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社 債	—	494,126	—	494,126
資 産 計	—	494,126	—	494,126
長 期 借 入 金	—	2,303,522	—	2,303,522
負 債 計	—	2,303,522	—	2,303,522

(注) 時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格に基づいておりますので、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引率現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、京都府を中心に、賃貸用の倉庫、土地、建物その他施設を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は441,046千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
6,124,784	△183,323	5,941,460	7,447,126

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち増加額は設備投資（86,419千円）であり、減少額は賃貸等不動産から自社使用不動産への振替（23,833千円）及び減価償却額（245,909千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント (千円)			
	国内物流事業	国際貨物事業	不動産賃貸事業	計
顧客との契約から生じる収益	21,908,873	5,192,641	－	27,101,514
その他の収益	381,878	－	356,654	738,532
外部顧客への営業収益	22,290,751	5,192,641	356,654	27,840,047

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 2,474円57銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 84円50銭 |

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計		
						圧縮記帳 積立金	配 当 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,734,294	2,263,807	-	2,263,807	442,207	1,387,284	1,031,000	21,410,000	8,923,942	33,194,434	△78,033	38,114,502
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当									△604,672	△604,672		△604,672
当 期 純 利 益									1,582,893	1,582,893		1,582,893
圧縮記帳積立金の取崩						△7,596			7,596	-		-
税率変更による 積立金の調整額						△7,776			7,776	-		-
自己株式の取得											△759,269	△759,269
自己株式の処分			5,210	5,210							42,058	47,269
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	5,210	5,210	-	△15,373	-	-	993,594	978,221	△717,211	266,220
当 期 末 残 高	2,734,294	2,263,807	5,210	2,269,017	442,207	1,371,910	1,031,000	21,410,000	9,917,537	34,172,655	△795,245	38,380,722

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	5,197,991	5,197,991	43,312,493
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△604,672
当 期 純 利 益			1,582,893
圧縮記帳積立金の取崩			-
税率変更による 積立金の調整額			-
自己株式の取得			△759,269
自己株式の処分			47,269
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	153,398	153,398	153,398
当期変動額合計	153,398	153,398	419,619
当 期 末 残 高	5,351,389	5,351,389	43,732,112

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、賃貸用資産の一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～65年

構築物 10年～50年

機械装置 7年～17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主に倉庫業、運送業、梱包業、通関業の事業を行っており、それらの事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に、倉庫業における貨物の保管、在庫管理、入出庫及びこれに付随する流通加工等の作業等、運送業における貨物の輸配送、通関業における輸出入手続等、梱包業における輸出梱包作業等に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービスの提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

ロ 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に梱包業における梱包資材等の販売に係る収益が含まれ、引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、当社の役割が代理人に該当すると判断される取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（有形固定資産の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 : 31,330,915千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,968,348千円
土地	814,516千円
計	<u>2,782,864千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	582,500千円
一年内返済予定の長期借入金	172,000千円
長期借入金	1,119,250千円
計	<u>1,873,750千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

34,509,472千円

(3) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

豊通ベクトリサイクルシステムズ㈱ 100,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,173千円
② 短期金銭債務	385,277千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益	74,392千円
営業原価	4,056,146千円

② 営業取引以外による取引高

35,929千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	73,116	518,910	31,657	560,369

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得518,400株及び単元未満株式の買取り510株であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分7,112株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分24,545株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	72,590千円
未払事業税	30,566千円
有形固定資産	844,785千円
投資有価証券	85,744千円
退職給付引当金	31,398千円
その他	124,446千円

繰延税金資産小計 1,189,530千円

評価性引当額 △96,814千円

繰延税金資産計 1,092,715千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△622,281千円
その他有価証券評価差額金	△2,349,092千円
その他	△22,457千円

繰延税金負債計 △2,993,831千円

繰延税金負債の純額 △1,901,115千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	2,363円32銭
② 1株当たり当期純利益	84円20銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。